

2019年 5月吉日

お客さま各位

キャッシュカード振込機能の利用制限について (還付金等詐欺の特殊詐欺防止策)

いつも西尾信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、多発する振り込め詐欺の被害を防止するため年齢 70 歳以上の一部のお客さまにキャッシュカードの振込利用を制限させていただいております。

こうした中、昨今、還付金詐欺が増加している状況から検討し、利用制限となるお客さまの年齢を 70 歳以上から 65 歳以上に変更させていただきます。

対象となるお客さまには、大変ご不便をお掛けいたしますが、大切なご預金をお守りする取組みとして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

2019年4月末日時点において、当金庫のキャッシュカードをお持ちで

下記2点いずれにも該当するお客さま

①年齢65歳以上

②ATMで過去3年間、当金庫キャッシュカードによるお振込がないお客さま

2. 対応開始日

2019年 5月20日(月)より

3. 利用制限の内容

対象となるお客さまは、キャッシュカードによるATMでのお振込ができなくなります。

4. その他

対象となるお客さまで、ATMでのキャッシュカードによるお振込をご希望されるお客さまは、次の書類等をご用意いただき、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

(1) 対象となる預金口座のキャッシュカードまたはご通帳

(2) 運転免許証や健康保険証等のご本人確認書類

以上